



**<判例研究>AIB Group (UK) plc v Mark Redler & Co Solicitors [2014] UKSC 58; [2015] AC 1503 :
受託者の権限違反による信託財産の処分とエクイティ上の損失てん補責任の範囲**

著者	木村 仁
雑誌名	法と政治
巻	67
号	4
ページ	193(1037)-211(1055)
発行年	2017-02-28
URL	http://hdl.handle.net/10236/00025421

【判例研究】

AIB Group (UK) plc v Mark Redler & Co
Solicitors [2014] UKSC 58; [2015] AC 1503
——受託者の権限違反による信託財産の処分と
エクイティ上の損失てん補責任の範囲——

木村 仁

1. 判決のポイント

AIB Group (UK) Plc v Mark Redler & Co Solicitors 事件におけるイギリス最高裁判決（以下、「本判決」という）⁽¹⁾では、契約によって成立した信託において、受託者が権限違反行為によって信託財産を処分した場合における受託者の損失てん補責任の内容は、信託違反がなくとも被ったであろう損失も含めて、処分した信託財産の価額を賠償するものなのか、または信託違反によって生じた損失額に限定されるのかが争われた。イギリス最高裁の Toulson 卿と Reed 卿はともに、1996年の Target Holdings Ltd v Redferns 事件貴族院判決⁽²⁾（以下、「Target Holdings 判決」という）における Brown-Wilkinson 卿の判示にもとづいて、受託者のエクイティ上の損失てん補責任は、受益者を信託違反がなければあったであろう状態にすることであるとした。

(1) [2014] UKSC 58; [2015] AC 1503.

(2) [1996] 1 AC 421. なお、連合王国の最高裁判所（The Supreme Court of the United Kingdom）は、イングランドおよびウェールズ、スコットランド（民事事件のみ）ならびに北アイルランドにおける裁判所からの上訴管轄権を有するが、2009年7月までは、最上級裁判所は貴族院（House of Lords）であった。

2. 事実の概要

原告X銀行は、債務者Aに対して、Aが所有する425万ポンドの価値があると評価された不動産に譲渡抵当権 (mortgage) を設定し、330万ポンドの融資をすることを約束した。その当時、当該不動産には、B銀行を抵当権者とする約150万ポンドの第一順位の譲渡抵当権が設定されていた。X銀行とAとの契約では、融資する金銭の引渡しより前または同時に、既存の第一順位の譲渡抵当権を消滅させることが融資の条件とされ、X銀行は、被告であるソリシタYらに対して、貸付実務に関する手引書 (Council of Mortgage Lenders' Handbook for England and Wales) に従い、既存の債務を完済し、B銀行の譲渡抵当権を消滅させたうえで融資を実行することを指示して、Yらに330万ポンドを交付した。同手引書によれば、この金銭はYらによって信託により保持されることになっていた。

Yらは、B銀行からAに対する貸付に関する口座情報を取得したが、2つ存在する口座のうち、1つの口座に記載されている額がAに対する貸付の総額であると誤解し、約120万ポンドしかB銀行に支払わなかったため、Aには約30万ポンドの債務が残ることとなった。YらはX銀行による貸付総額である330万ポンドからB銀行に支払った約120万ポンドを差し引いた残額の約210万ポンドをAに交付した。B銀行は譲渡抵当権を抹消することを拒否し、結局X銀行は第二順位の譲渡抵当権を取得するにとどまった。

その後Aが支払不能に陥り、B銀行が担保権を実行したが、当該不動産の市場価格が下落しており、売却価格は120万ポンドであった。B銀行が優先的に債権を回収し、X銀行は約87万ポンドしか回収することができなかったため、X銀行はYらに対して、信託違反および信認義務違反等を理由とする信託財産の復旧またはエクイティ上の損失でん補を求めて、貸付総額 (330万ポンド) から回収できた額 (87万ポンド) を差し引いた約243万ポンドの支払を請求した。これに対してYらは、X銀行の損失額は、YらがAのB銀行に対する債務を完済しなかったことにより、X銀行の担保権の価値が損なわれた額 (約27万ポンド) であると主張した。

第一審の高等法院 (High Court) における Cooke 裁判官は、Yらが約30万ポンド
194(1038) 法と政治 67巻4号 (2017年2月)

ンドを、B銀行の譲渡抵当権を消滅させるために使用せずにAに交付したことが、信託違反に該当すると認定したが、Xに与えられる損失てん補の内容は、この信託違反によって生じた損失であると⁽³⁾した。そして、B銀行の譲渡抵当権が最終的に消滅した時におけるYらの責任は、約27万ポンドであると認定したので、X銀行が控訴した。

控訴院 (Court of Appeals) は、Yらは、B銀行の譲渡抵当権を消滅させるまで、X銀行より預託された金銭の一部でもAに交付する権限を有していなかったと⁽⁴⁾した。しかしながら、エクイティ上の損失てん補額は、信託違反と損失との間の適切な因果関係にもとづいて算定されると述べ、第一審の判断を是認して、Xの控訴を棄却した。これに対して、Xがイギリス最高裁に上告したのが本件である。

3. 判旨

Toulson 卿と Reed 卿が、それぞれ上告を棄却する判決理由を執筆し、これに Neuberger 卿、Hale 卿および Wilson 卿が同意した。

(1) Toulson 卿

「受託者が適切にその義務を履行していたとしても生じたであろう損失につき、受益者にてん補させる準則を定立することは妥当とはいえない。……Target Holdings 判決における Browne-Wilkinson 卿の基本的分析から逸脱し、または（原告）銀行が主張するとおりに当該判決を解釈し直すことは、当裁判所が後退することになるであろう。」

「受益者の基本的な権利は、信託行為の定めおよび一般的な法に従い、信託を適切に管理してもらうことである。この義務の違反があった場合におけるあらゆる救済の基本的な目的は、受益者を違反がなければあったであろう状態にする、または違反により受託者が取得したいかなる利益も受益者に返還させることである。受益者を違反がなければあったであろう状態にするとは、違反によって喪失した物の価値を復旧する、または違反によって生じた損失を金銭的

(3) *AIB Group (UK) plc v Mark Redler & Co Solicitors* [2012] EWHC 35 at [39].

(4) *AIB Group (UK) plc v Mark Redler & Co Solicitors* [2013] EWCA Civ 45 at [42]-[43].

(5) *Ibid* at [47].

に賠償すること等である。しかし、生じた損失をてん補するものでも、義務違反者が取得した利益の返還を求めるものでもない金銭賠償は、懲罰となるであろう。」

「伝統的な信託は、潜在的な受益者のグループのために、長期間にわたり財産を所有して管理することについて、これを規律するものである。受託者が信託財産を権限違反により処分した場合における明らかな救済は、当該財産自体またはその金銭的価値を回復することである。これが、受益者を、違反がなかったらあったであろう状態にする唯一の方法である可能性が高い。」

「商事信託は、その目的と内容において様々であるが、受託者の義務は契約によって詳細に定められ、存続期間も限定されていることが多いという共通点を有している。Browne-Wilkinson 卿は、信託の性質に応じてエクイティ上の原則が異なることを述べたわけではなく、信託の範囲と目的は様々なものがあり、これによって信託違反に対する救済内容が異なることを示唆したのである。」

「Target Holdings 判決における事実関係のもとでは、エクイティ上の損失でてん補責任の範囲は、コモン・ローにおいて契約違反を理由とする損害賠償が与えられる場合と同じである。それは、信託違反に適用される基本的なエクイティ上の原則が、このような場合に適用されないからではない。……信託が契約履行の手段の一部であるという事実が、信託違反によって銀行が被った損失を判断する際に、事実上関連するのである。問題となっている義務と切り離して信託だけに着目することは、技巧的であり、非現実的であるからである。」

「X銀行は、本件は、『対象となっている商取引の履行が完了されるまでは、受託者は違法に支出された金銭につき、復旧する責任を負う』との Browne-Wilkinson 卿の判示が適用されると述べる。しかし、この主張は、同卿の判決理由の本質部分を狭く解釈しすぎている。……受益者は、違反がなければ被らなかったであろう損失について、そのてん補を請求する権利を有する。これが信託違反に適用される基本的なエクイティ上の原則である。」

「Browne-Wilkinson 卿は履行の完了について述べているが、これは商事取引を指している。本件におけるソリシタは、手引書に従った取引を完了していないともいえるが、商事取引として、本件取引は、融資される金銭が借主に交付された時に、完了したといえる。その時点で、借主と銀行の関係は、契約上

の借主と貸主の関係となる。これは事実である。したがって、控訴院は Target Holdings 判決の判決理由を本件に適切に適用している。」

(2) Reed 卿

「権限違反による信託財産の処分を含む信託違反があった場合の救済方法として、信託の履行を確保するという手続によることがある。そのような手続には、信託財産の分配の準備として、帳簿を作成することが含まれる。信託財産が権限違反により処分されたとき、帳簿における関連項目が削除され、受託者は当該財産を復旧しなければならない。当該財産そのものを復旧することができないとき、受託者は、金銭による損失でん補をして、違反がなければあったであろう状態に信託財産を回復させなければならない。」

「信託には異なったタイプのものであり、すべてのタイプの信託に対して、あらゆる点において同一の原則が適用されなければならないとすることは誤りである。……特に Browne-Wilkinson 卿が指摘しているように、商事信託は、財産の贈与的譲渡ではなく、通常は契約関係から生ずるものであり、伝統的な信託とは多くの点で異なっている。しかしながら、商事信託と非商事信託との間にカテゴリーカルな差異がある、またはエクイティの基本原則が適用されない信託があるといっているわけではない。受託者の義務および責任は、……問題となっている信託行為の定めおよび当事者関係によって異なる場合があることを認識する必要があるということである。」

「信託財産が受託者の権限違反により処分された場合、エクイティ上の損失でん補責任は、受託者がその義務を履行しておればあったであろう状態に信託財産を復旧させることを、受託者に求めるものである。信託が終了しておれば、受益者に対して直接損失でん補をするよう受託者に命ずることもできる。その場合であっても、実質は信託財産の分配なのであるから、同じ基準にもとづいて損失でん補額が算定されることになる。……

損失でん補額は、通常は事実審理が行われた時を基準時として、後知恵的な考慮にもとづき、算定されるべきである。損失に対する予見可能性は、一般的に問題とされないが、損失は義務違反から直接発生したものでなければならぬという意味において、義務違反に起因するものでなければならない。……

契約によって規定された商事取引に関連して信託が成立した場合であっても、信託違反に対する受託者の責任は、一般的には、不法行為または契約違反に対する損害賠償と同一ではない。もちろん、エクイティ上の損失てん補責任の目的は、損失をてん補することにある。すなわち、義務違反の結果失われたものと同等の金銭的価値を賠償するのである。このような一般的レベルでいえば、不法行為または契約違反を理由とする損害賠償と同じ目的を有しているといえる。……

しかしながら、構造的に類似しているということは、関連する法準則が同一であるということの意味しない。……信託は、当事者関係の性質のゆえに、契約関係または不法行為が成立する当事者の義務とは異なった義務を課している。法は、このような差異に対応して、信託財産の損失をもたらした信託違反に対して、違反した義務の性質および当事者関係を反映させた損失てん補額の算定を認めている。特に、Toulson 卿が述べているとおり、信託が契約を履行させる手段の一部として用いられていることは、信託違反によりいかなる損失がもたらされたかを判断する際の考慮要素となる。」

「本件において、Yらが権限外の処分をした額は、約330万ポンドではなく、B銀行に支払うべきであったにもかかわらずAに引き渡した約30万ポンドのみである。Yらの信託違反の結果として信託財産が被った損失額は、Xが第一順位の譲渡抵当権を取得した場合とB銀行に劣後した場合の差額、すなわち約27万ポンドである。」

4. 解説

本判決は、Target Holdings 判決における Browne-Wilkinson 卿の判決理由を踏襲し、受託者のエクイティ上の損失てん補責任の範囲は、受託者が適切に義務を履行しておれば、受益者があつたであろう状態にすることであるとした。しかしながら、本判決の事実関係においては、Target Holdings 判決と異なる重要な点がある。すなわち、Target Holdings 判決では、受託者は、権限違反の処分行為をした後、判決時まで、信託上の義務を履行して信託違反を治癒しているのに対して、本判決においては、そのような治癒行為がされていないという点である。それにもかかわらず、受託者のエクイティ上の損失てん補責

任の範囲は、信託違反によって生じた損失に限定されると判示した点で、本判決は意義を有する。

(1) アカウント手続

受託者が、信託行為の定めに反して権限外で信託財産を処分した場合、受益者は、アカウント手続⁽⁶⁾を裁判所に申し立てることができ、受託者が当該財産の処分または信託財産からの支出に関して適切な説明をすることができなければ、裁判所は帳簿に記載されている支出を認めない。すなわち、帳簿上、取消線が引かれたのと同様に、当該支出はなかったものとして扱われるのである。このようなアカウント手続は、削除訂正 (falsification) と呼ばれ、その効果は、当該処分または支出については、受託者が固有財産についてしたとみなし、受託者は、原財産を信託財産に返還するか、それが不可能であれば、処分された財産の価額を信託財産に復旧する責任を負うというものである⁽⁸⁾。

削除訂正手続は、信託財産の復旧 (restoration) であって、損失のてん補ではないと観念される。したがって、受益者は、受託者に義務違反があったことを証明する必要はなく、また、受託者の信託違反行為により支出 (損失) が発生したとの因果関係を立証することも求められない。すなわち、受託者による信託違反がなかったとしても、当該処分をしていた、または当該支出が生じていた場合にも、受託者は処分した信託財産を復旧する責任を負うのである。

例えば、Magnus v Queensland National Bank 事件⁽⁹⁾においては、被告 Y 銀行は、受託者のブローカーとして、信託財産たる株式を保持していたが、共同受託者の一人である A の指示にのみ従い、その権限に違反して当該株式を処分し、A が売却益を取得した。A がその売却益を持って逃亡した後、他の共同受託者 X らが、Y 銀行に対して当該株式の損失のてん補を求めた。これに対して Y 銀行

(6) アカウント手続一般については、木村仁「エクイティ上の損失補償について—イギリス法を中心に—」法と政治57巻1号15～18頁(2006年)参照。

(7) *Ultraframe (UK) Ltd v Fielding* [2005] EWHC 1638 at [1513].

(8) Graham Virgo, *The Principles of Equity and Trusts* (2nd ed) (Oxford University Press, 2016) 604; R Chambers, 'Liability' in Birks and Pretto (ed) *Breach of Trust* (Hart, 2002) 16-17; P Millett, 'Equity's Place in the Law of Commerce' (1998) 114 LQR 214, 226.

(9) (1887) 36 Ch D 466.

は、XらはAを信頼しており、Xらも当該株式の処分にも同意していたであろうと主張した。第一審では、Y銀行には当該株式をAに引き渡した時点で、その価額を復旧させる責任が生ずると判示されたので、Y銀行が上訴した。

控訴院の Halsbury 卿は、「我々は、同様の結果が生じた可能性があったか否か……を推測することはできない。…… (株式売却による) 金銭がAの手に引き渡された時点で、信託財産の損失は発生したといえる」と判示し、また、Bowen 裁判官も同様に、「信託財産に属する金銭が、信託を代理する権限を有しない者の手に渡った時点で、損失が発生した」と述べて、上訴を棄却した。

このように受託者が、権限違反行為がなかったとしても当該支出（損失）が生じたであろうことを主張することが許されないのは、受託者の最も基本的な義務は、信託財産を適切に保存し、受益者に利益を分配することであり、法は、受託者に権限が与えられていない限り、信託財産を処分することができないとみなすからである。⁽¹²⁾したがって、受託者が権限外の行為によって信託財産を処分した場合には、削除訂正の手続により、受託者がその基本的な義務を履行しているともみなされ、権限違反の支出が否定されるのである。

削除訂正により復旧される額は、アカウント手続の時を基準として、処分された信託財産の客観的価値により算定される。⁽¹³⁾受託者は喪失した信託財産をそのまま復旧させる責任を負うのであるから、因果関係、損害の疎遠性 (remoteness of damage=損失に対する予見可能性) は問題とならず、また、受益者が損害軽減義務を負うこともない。⁽¹⁴⁾

(10) Ibid 472-73.

(11) Ibid 477.

(12) *Re Lehman Brothers International (Europe) (No. 2)* [2009] EWHC 2141 at [53]; M Conaglen, 'Equitable Compensation for Breach of Trust: Off Target' (2016) 40 Melbourne University L Rev 126, 138.

(13) *Re Bell's Indenture* [1980] 1 WLR 1217, 1233; *Libertarian Investments Ltd v Hall* [2014] 1 HKC 368 at [168] (被告受託者が株式に投資することを条件にして、原告受益者から金銭を譲り受けたが、株式に投資されることはなく、当該金銭が費消されたことに対して、原告が、被告の信託義務違反を理由にエクイティ上の損失でん補を請求した事件。香港最高裁において、非常勤裁判官として審理した元イングランド控訴院裁判官の Millett 卿は、「損失でん補の額は、アカウント手続の時を基準にして、後知恵的に、喪失した財産の客観的価値により算定される」と判示した。)

(14) *Virgo* (n8) 605.

これに対して、受益者が、受託者の義務違反により信託財産のために獲得すべき利益を取得することができなかったことを示し、受託者がその義務を履行しておれば得たであろう利益を帳簿に追加する手続を、付加訂正 (surcharge) と呼ぶ⁽¹⁵⁾。例えば、受託者が信託財産を投資する際に、注意義務に違反した結果、信託財産が取得できたはずであった利益が生じていないことを、受益者が証明すれば、付加訂正のアカウント手続により、受託者が合理的な注意を払って投資しておれば得たであろう利益を信託財産に追加するよう請求することができる。付加訂正のアカウント手続における実際の効果は、受託者に、その義務違反により被った損失をてん補させることであり、これはコモン・ロー上のネグリジェンス (negligence) を理由とする損害賠償に類似する。

(2) Target Holdings 判決

本判決が依拠した1996年の Target Holdings 判決⁽¹⁶⁾は、権限違反によって信託財産を処分した場合における受託者の責任について、削除訂正手続にもとづく信託財産の完全な復旧ではなく、信託違反がなかったら生じなかったであろう信託財産の損失をてん補することであると判示した重要な貴族院判決である。

この事件では、Aがある不動産を購入するにあたり原告金融機関Xから融資を受けることとなった。当該不動産の実際の売買価格は77万5,000ポンドであったが、AはXに対して売買価格は200万ポンドであると伝えた。Xは、実際の売買価格を知らないまま、Aに対して約152万ポンドを、当該不動産の取得のために融資することを決定した。

ソリシタ事務所である被告Yは、AおよびXのソリシタとして本件取引に関与することになり、Xは約152万ポンドをYに受動信託 (bare trust) を設定して譲渡した。この時、当該不動産のうえにXを権利者とする譲渡抵当権が設定された後に、YはAに対して金銭を交付することが、XとYの共通認識であった。しかしながらYは、当該不動産に対するAによる譲渡抵当権の設定がないまま、約149万ポンドをAに引き渡し、それから約1ヶ月後に譲渡抵当権を取得した。

(15) *Ultraframe (UK) Ltd v Fielding* [2005] EWHC 1638 at [1513].

(16) *Target Holdings Ltd v Redfern* [1996] 1 AC 421.

その後Aは支払不能に陥り、Xが担保権を実行したが、50万ポンドしか回収することができなかったため、Yが譲渡抵当権を設定せずに金銭をAに交付したことは信託違反にあたるとして、XがYに対し、信託財産の復旧として、149万ポンドから50万ポンドを差し引いた約99万ポンドの支払を求めて提訴した。

貴族院の Browne-Wilkinson 卿は、受託者が信託に違反して信託財産を処分した場合における信託財産の復旧責任の性質について次のように判示した。「受託者が信託財産を違法に支出するという信託違反があった場合、受託者の責任は信託財産を復旧させることである。……もし信託財産自体の復旧が不可能である場合、受託者は信託財産に対して損失をてん補し、信託違反がなければあったであろう状態に戻す責任を負う。損害の直接的な原因が第三者の不誠実な行為または義務違反による場合であっても、受託者は信託違反がなかったら生じなかったであろう信託財産の損失をてん補する責任がある。したがって、因果関係および損害の疎遠性に関するコモン・ロー上のルールは適用されないのである。しかしながら、信託違反と信託財産の損失との間には何らかの因果関係がなくてはならない。すなわち、違反がなければ当該損害が生じなかったであろうとの事実が必要である⁽¹⁷⁾」と。このように述べて、エクイティ上の損失をてん補責任の範囲を画定する際に、コモン・ロー上の損害賠償と同一のルールが適用されるわけではないが、受託者の責任は、信託違反がなかったら生じなかったであろう損失のてん補に限定されるという意味において、信託違反と信託財産の損失との間に事実的因果関係が必要であることを明らかにした。

同卿はしかし、伝統的な信託において適用される救済ルールと、本件のように商事的な受動信託に適用されるルールは異なるとする。「伝統的な信託において発展してきた詳細なルールのすべてを、異なった種類の信託に適用することは誤りであると思われる。……本件は、受動信託に関するものであり、代理に関する商取引の一局面にすぎない。ソリシタに金銭を預けることは当事者間の取り決めの一つであり、そのような取り決めの大部分は、契約となる。……信託違反に適用されるエクイティの基本原則は、受益者は、信託違反がなけれ

(17) Ibid 434.

ば被らなかつたであろう損失のてん補を請求する権利を有するというのである。目的とする商取引が完了するまでは、ソリシタが違法に支出した金銭を依頼者の口座に復旧させなければならぬとすることには、疑う余地がない。しかし、目的とする取引が完了した後に、信託財産を復旧させる義務を信託に組み入れるのは、全く擬制的である。伝統的な信託において信託財産を復旧させる義務が課されるのは、いずれの受益者も信託財産に対する権利が確定しておらず、信託違反に関してすべての受益者にその損失をてん補する必要があったことを反映しているためである。このような根拠は、本件のような事件には当てはまらない⁽¹⁸⁾と判示する。

また、その損失の算定基準時について、「てん補される額は、当該状況に応じて、判決時に、信託財産または受益者を信託違反がなければあつたであろう状態に戻すために必要だと思われる額によって算定される⁽¹⁹⁾」と述べて、判決時が基準となることを明確にした⁽²⁰⁾。

(3) 学説

Target Holdings 判決の結論自体に異議を唱える学説はほとんどみられないが、これを正当化する理論構成には差異がある。

大別すると、(A) 受託者が信託財産を権限違反により処分した場合には、受託者は、原則として削除訂正手続に従い、信託違反行為と信託財産の損失との因果関係の有無にかかわらず、処分された信託財産の価額を復旧する責任を負うが、Target Holdings 判決の事実関係においては、その結論を正当であると解する説、(B) 伝統的なアカウント手続は現代的な変容を迫られており、受託者が権限違反行為をしたことによりエクイティ上の損失でてん補責任を負う要件として、基本的には信託違反行為と損失との間に因果関係が存在することが必要であると解する説⁽²¹⁾、そして、(C) 判決時に信託が存続しているか否か

(18) Ibid 435-36.

(19) Ibid 437.

(20) このように述べて、貴族院は、Xが回収できなかった99万ポンド全額の支払を命じた控訴院の判決を破棄し、Yの信託違反とXの損失の因果関係に関する防御許可 (leave to defend=原告が事実審理を経ない判決を求める申立てをした場合に、被告に防御の機会を与えること) を認めた。

を基準として削除訂正による信託財産の復旧責任を判断すべきと主張する説、⁽²²⁾に分かれる。

(A)の見解については、さらに、①アカウント手続に関する責任は、判決時を基準に発生するのであるから、判決時までには、受託者の権限内の行為として受託者が信託違反を治癒する行為 (Target Holdings 判決に関していえば、ソリシタ Y が金銭を A に引き渡した後に、譲渡抵当権の設定を受けること) があったときには、受託者の第一次的義務が履行され、信託財産がすでに復旧されているとみなすことができ、もはや削除訂正する必要がないと解する説、⁽²³⁾② Target Holdings 判決においては、事後に譲渡抵当権を取得したことを受託者の権限内の行為ということとはできないが、受益者は信託財産の復旧という厳格な履行を請求する権利を放棄したと解する説、⁽²⁴⁾③受託者が誠実かつ合理的に行為した場合に限り、1925年受託者法61条にもとづいてその責任の全部または一部を免除されうるが、一般的には、受託者が信託行為の定めに従って信託財産を管理する義務に違反して財産を処分したことについて、損失との因果関係にかかわらず、削除訂正手続により信託財産を完全に復旧する責任を負うとする説⁽²⁵⁾などがある。

(A) 説はいずれも、受託者の事後的な第一次的義務の履行 (治癒行為) が

(21) A Burrows, 'We Do This At Common Law But That in Equity' (2002) 22 OJLS 1, 10-11; C Rickett, 'Where are We Going with Equitable Compensation?' in A J Oakley (ed) *Trends in Contemporary Trust Law* (Oxford University Press, 1996) 194; P Davies, 'Remedies for Breach of Trust', (2015) 78 MLR 681, 691; L Ho, 'Equitable Compensation on the Road to Damascus?' (2015) 131 LQR 213.

(22) J Getzler, 'Equitable Compensation and the Regulation of Fiduciary Relationships' in P Birks and F Rose (eds), *Restitution & Equity Volume 1: Resulting Trusts and Equitable Compensation* (Mansfield Press, 2000) 250; Virgo (n8) 610-11.

(23) P Millett, 'Equity's Place in the Law of Commerce' (1998) 114 LQR 214, 227; M Conaglen, 'Explaining Target Holdings v Redfems' (2010) 4 J of Equity 288, 290-92; J Glistler, 'Equitable Compensation' in J Glistler and P Ridge (eds) *Fault Line in Equity* (Hart Publishing, 2012) 150.

(24) J Edelman, 'Money Awards of the Cost of Performance' (2010) 4 J of Equity 122, 128-30.

(25) C Mitchell, 'Stewardship of Property and Liability to Account' (2014) *Conveyancer and Property Lawyer* 215, 222-27.

ない場合には、受託者は信託財産を完全に復旧する責任、すなわち、受託者の信託違反行為と信託財産の損失の因果関係を問うことなく、処分された信託財産の価額をてん補する責任を負うと主張する。したがって、本判決の結論とは一致しないことになる。

これに対して、(B)説は、一般的に伝統的なアカウント手続の区別を希釈化し、受託者が権限外行為をした後に、これを治癒する第一次的義務の履行があったか否かにかかわらず、受託者が負う損失てん補責任の範囲は、受託者の信託違反によって生じた損失に限定されるとする。論者によって程度の差はあるが、一般的にはコモン・ローとエクイティの融合を志向し、本判決の結論を是認するものである。

(C)説によれば、判決時に信託が存続している場合には、削除訂正のアカウント手続にもとづいて信託財産の完全な復旧責任が課されるとする一方で、信託が終了している場合には、受託者が復旧する責任を負い、管理を継続する信託財産がもはや存在しないのであるから、信託違反がなければ被らなかつたであろう損失を、直接受益者に対しててん補する責任を負うことになる。この説も、Target Holdings 判決については、判決時に受動信託が終了していたとして、その結論を支持するが、信託存続の前提となる商取引の履行が完了したと解する本判決に対しては、信託の目的が達成されていないとの批判もある⁽²⁶⁾。

本判決は、(A)説を否定したことになるが、他方で、特に Reed 卿はコモン・ロー上の契約違反に対する責任または不法行為責任⁽²⁷⁾とエクイティ上の信託違反に対する責任を同視しているわけではない。

(4) 信託行為の定めに従って信託財産を管理する義務の履行

受託者の権限違反により信託財産が処分された、または信託財産から支出がされたとき、受益者は受託者に対して、信託行為の定めに従って信託財産を管理する義務の履行を請求することができ、このことにより、信託財産の復旧責任が理論的に基礎づけられるとする見解がある⁽²⁸⁾。この見解によれば、原財産を

(26) Virgo (n8) 614.

(27) [2014] UKSC 58; [2015] AC 1503 at [136].

(28) Millett (n23) 225; J Edelman and S Elliott, 'Money Remedies Against Trustees' (2004)

取り戻すことができなければ、喪失した信託財産の金銭的価値をてん補することになるが、これは受託者の第一次的義務の履行請求にもとづくものであり、代替的損失でてん補 (substitutive compensation) と呼ぶことができるとする。第一次的義務の違反を理由として負う第二次的義務または補償的損失でてん補責任 (reparative compensation) と異なり、代替的損失でてん補責任を負う受託者は、新たな介入原因 (novus actus interveniens) による因果関係の中断、損害の疎遠性、受益者の損害軽減義務違反などの抗弁を主張することができず、判決時を基準に損失額が算定されることになるという⁽²⁹⁾。

このような代替的損失でてん補責任の概念は、コモン・ロー上の定額金銭支払債務訴訟 (action of debt) における債務者の責任と同列に論じられることがある⁽³⁰⁾。定額金銭支払債務訴訟とは、被告が原告に対して契約上、一定額の金銭の支払債務を負っていることを理由にその支払を請求する形態の訴訟をいうが、このタイプの訴訟では、原告は自己の損失の発生および因果関係の存在を立証する必要はなく、損害の疎遠性または損害軽減義務のルールも適用されない。履行期が到来していることさえ示せば、被告に対して金銭支払という第一次的義務の履行を請求することができるのである⁽³¹⁾。

本判決が、定額金銭債務支払訴訟と信託財産の復旧責任との関連性をいかに解しているかは不明であるが⁽³²⁾、信託違反によって信託財産が処分された場合において受託者が負う損失でてん補責任の内容は、受益者との間で合意されているわけではなく、算定される必要があるという点において、必ずしも定額金銭支払債務訴訟における債務者の責任とパラレルに論じられるものではないといえよう⁽³³⁾。

18 Trust L Int'l 116, 118; C Mitchell, 'Compensation for Breach of Fiduciary Duty' (2013) 66 Current Legal Problem 307, 322.

(29) 学説における代替的損失でてん補責任と補償的損失でてん補責任の区別については、木村・前掲注(6)22-27頁, 36-40頁参照。

(30) Virgo (n8) 605.

(31) *Jervis v Harris* [1996] Ch 195, 202-03.

(32) Toulson 卿は、エクイティ上の定額金銭債務 (equitable debt) とは、詐欺によって生じた損失をてん補するという債務であったという。See [2014] UKSC 58; [2015] AC 1503 at [61].

(33) Ho (n21) 216.

本判決の事実において重要な点は、判決時におけるまで、信託行為の定めに従った第一次的義務の履行がされておらず、信託違反が治癒されていないという点である。すなわち、Yは、判決時（アカウント手続時）に至るまで、X銀行のために第一順位の担保権を取得していないのである。この点は、判決時までに担保権を取得して信託違反を治癒しており、アカウント手続時には、何ら違法な点が存在していなかった Target Holdings 判決と決定的に異なる。しかしながら本判決は、伝統的な削除訂正手続を通じて、受託者に第一次的義務の履行を請求し、信託財産の完全な復旧を求めることをせず、受託者の義務違反により生じた損失のみをてん補する責任を負うとしたのである。ここにおいて、一定の場合には、受託者の権限違反による信託財産の処分に対する救済として、受託者の第一次的義務の履行を代替する責任としての代替的損失てん補責任という概念は否定され、義務違反によって生じた損失のてん補、すなわち補償的損失てん補責任であることが明確にされたのである。では、いずれの責任概念を適用するのか、その区別の基準はどこに求められるのであろうか。

（５）目的となる商取引の完了と信託の存続

前記４．（３）で紹介した学説（C）説によれば、エクイティ上の損失てん補責任の範囲を定めるにあたり決定的に重要な要素は、判決時に信託が存続しているか否かであるとする。Target Holdings 判決において Browne-Wilkinson 卿は、目的とする商取引が完了するまでは、受託者が違法に支出した財産を復旧させなければならないとする。⁽³⁴⁾ 同卿がいう「目的とする商取引の完了」の意味は必ずしも明らかではないが、Target Holdings 判決後の下級審判決の中には、信託行為の定めに従った義務の履行、すなわち信託違反に対する治癒行為がなければ、信託の目的とする取引は完了していないと解するものが散見される。⁽³⁵⁾

(34) [1996] 1 AC 421, 426.

(35) *Knigh v Haynes Duffell Kentish & Co* [2003] EWCA 223 at [38]-[39]（受託者たる被告ソリシタが、受益者たる原告依頼人より金銭を預かり、被告が原告のために、ある会社の商号を取得したうえで、その株式を購入するために当該金銭を使用するとの合意がされていたが、株式は購入されたものの、商号は移転されていなかった。被告が、当該商号は結果的に無価値となったため、原告に損失は生じていないと主張した事例。控訴院は、信託の目的となる取引が完了していないので、被告は信託財産たる金銭全額につき、復旧す

しかしながら、本判決の Toulson 卿は、「目的とする商取引の完了」の意味を広く解して、信託行為の定めに従った義務の履行がなかったとしても、信託の主たる目的である融資の実行または不動産取引があれば、履行が完了したと認定した。⁽³⁶⁾確かに、判決時まで信託財産は全て借主に引き渡されており、その意味では、前提となる商取引が完了して信託目的が達成され、信託が終了したと解することも可能であろう。しかしながら、一定の条件（担保権の設定）を満たしたうえで金銭を交付することが、信託の目的であると解することもできる。⁽³⁷⁾そもそも、信託財産たる金銭の一部が受託者たるソリシタの手元に残されていた場合には、信託の目的は達成していないので信託は終了しておらず、信託違反と損失との因果関係にかかわらず、信託財産を完全に復旧する責任を負うと解するとすれば、そのような解釈は極めて技巧的であり、全額を引き渡した場合と著しい不均衡が生ずることになる。Reed 卿が、エクイティ上の損失でん補の額は、信託財産に対してであろうと、受益者に対して直接支払われようと、同じ基準にもとづいて算定されると判示していることから、⁽³⁸⁾本判決は、事実上「目的とする商取引の完了」という基準を葬り去ったといえるであろう。

(6) 契約違反に対する損害賠償ルールとの異同

Target Holdings 判決における Browne-Wilkinson 卿は、伝統的な信託と受動的な商事信託を区別し、後者の場合には、受託者の違反行為と事実的因果関係のない損失については、復旧する責任を負わないとした。⁽³⁹⁾これに対して、本判決における Toulson 卿は、Target Holdings 判決における区別の基準を、契約

る責任を負うと判示した)；*DB UK Bank Ltd v Edmunds & Co* [2014] PNLR 12 at [55] (原告銀行が、被告ソリシタに対して第三者たる借主に融資する金銭を預ける際に、担保権の設定を受けただけで、借主に金銭を交付すると合意されていたが、被告は担保権を取得しないまま借主に金銭を交付したので、原告が事実審理を経ない判決 (summary judgment) の申立てをした事例。高等法院は、事実審理を経ない判決の申立てを却下したが、取引が完了していなければ、原告は支出した金銭を取り戻すことができると述べた。)

(36) [2014] UKSC 58; [2015] AC 1503 at [74].

(37) Davies (n21) 684.

(38) [2014] UKSC 58; [2015] AC 1503 at [116].

(39) [1996] 1 AC 421, 436.

によって設定されたか否かであると解する。すなわち、信託が契約履行の手段の一部として利用されている場合においては、受託者の損失てん補責任の範囲は、契約違反を理由とする損害賠償と同じであると述べ、Reed 卿もこの判示部分⁽⁴⁰⁾を支持する。Toulson 卿は特に、契約により信託の当事者の権利義務関係が詳細に定められている信託は、その存続期間が比較的短期間であるという特徴ともあいまって、信認関係からかい離して契約に近接すると解し、エクイティ上の損失てん補責任の範囲は、契約違反を理由とする損害賠償責任のそれと同一であるべきとする⁽⁴¹⁾。Toulson 卿は、信託と契約が重複する場合には、契約法上の損害賠償ルールが適用される⁽⁴¹⁾として、エクイティ上のルールを排斥することを正面から肯定するのである。確かに、財産の承継を目的とする伝統的な信託は、長期間存続することが予定されており、受託者と受益者との間で対等な契約交渉による事前のリスク分配がされているわけではない。他方、商事信託においては、当事者の権利義務関係は契約によって規定されており、目的とされる取引の完了により比較的短期間のうちに信託も終了する。このような違いにより、契約上の目的の手段として信託が設定されているときは、伝統的な民事信託における損失てん補のルールは適用されないと解するのである。

これに対して Reed 卿は、伝統的な民事信託と商事信託のカテゴリカルな区別に対しては懐疑的な見方を示し、一般的に信託違反を理由とする損失てん補責任と、契約違反または不法行為による損害賠償責任を同視することを否定する⁽⁴²⁾。特に、受託者が、信託行為の定めに従って信託財産を管理するという義務に違反して、すなわち権限違反によって信託財産を処分した場合には、受託者が第一次的義務の履行をしておればあったであろう状態に、信託財産を復旧させることであると述べている⁽⁴³⁾。財産承継を目的とする民事信託においては非専門家の受託者が選任されることもしばしばあるが、そのような受託者が厳格な信託財産の復旧責任を負うのに対して、商事取引において典型的な専門受託者の損失てん補責任の範囲が限定される⁽⁴⁴⁾のでは、均衡を失する。同卿は、契約違

(40) [2014] UKSC 58; [2015] AC 1503 at [71], [137].

(41) Ibid at [71].

(42) [2014] UKSC 58; [2015] AC 1503 at [136].

(43) Ibid at [134].

反に対する損害賠償の内容を定めるのと同じ原則にもとづいて、エクイティ上の損失てん補責任の範囲を画定することについては、一定の例外的な場合に限定する立場をとっているものと思われる。

いずれの立場においても本判決は、信託における当事者の権利義務関係が契約によって規定されており、契約履行の手段の一部として信託が利用されていることをメルクマールにして、受託者の損失てん補責任の範囲を、少なくとも信託違反と因果関係がある損失に限定するとした点において、重要な意義があるといえるであろう。

(7) おわりに

本判決は、受託者が削除訂正のアカウント手続にもとづいて、処分された信託財産の完全な復旧責任を負う場合を、Target Holdings 判決よりも限定的に解した。イングランド法において、「信託の契約化」が一步進んだと評価することができる。

今後の課題として挙げられる点は、第一に、契約違反に対する損害賠償ルールによる制限を受けずに信託財産の復旧責任が認められる「伝統的な信託」の境界を、いかに画定するかという問題である。契約によらない他益信託を意味するのか、長期間存続する民事信託を指すのか、あるいは信認関係に特有の特徴を受託者が信託事務の処理に関して裁量権を有していることに求めるとすれば、⁽⁴⁵⁾受託者に裁量権のある信託を伝統的な信託というのか。そしてその場合に、契約違反に対する損害賠償と異なる損失てん補責任の範囲を正当化する根拠は何であるのか。本判決の射程とその理論的根拠は、信託と契約の違いをどこに求めるかという点とも関連して、興味深い論点である。

第二に、損害の疎遠性（損失の予見可能性）や受益者の損害軽減義務などについては、信託違反に対するエクイティ上の救済ルールは、コモン・ローにおける契約違反またはネグリジェンスを理由とする損害賠償ルールに比べて、受益者に有利に形成されており、それは、契約当事者とは異なる忠実義務を受託

(44) See Davies (n21) 688.

(45) L Smith, 'Fiduciary Relationships: Ensuring the Loyal Exercise of Judgement on Behalf of Another' (2014) 130 LQR 608, 610.

者が負っているためであると説明されることがある。⁽⁴⁶⁾ 受託者の注意義務違反を理由とする損失てん補責任については、すでにコモン・ローと同じ損害賠償ルールに服していると指摘されているが⁽⁴⁷⁾、今後、信託が契約によって設定される場合に、受託者の忠実義務または信託行為の定めに従って信託財産を管理する義務の違反についても、損失てん補責任の範囲に関するエクイティ特有のルールが排除されていくのであろうか。Toulson 卿の判決理由が支持されるのであれば、コモン・ローにおける損害賠償ルールと融合されることになるであろうが、Reed 卿が述べているように、義務違反の性質と当事者関係に応じて異なったルールが確立されているとすれば、⁽⁴⁸⁾ 忠実義務違反または権限違反行為については、少なくとも当面は、エクイティ特有の損失てん補責任のルールが維持されることになるであろう。

[後記] 本稿は、2014年度関西学院大学・個人特別研究費 A による研究成果の一部である。

(46) Paul Davies and Graham Virgo, *Equity & Trusts Text, Cases and Materials* (2nd edn) (Oxford University Press, 2016) 832-33.

(47) 木村・前掲注(6)54-55頁。

(48) [2014] UKSC 58; [2015] AC 1503 at [93], [137].